

豊橋市地域防災計画

—地震・津波災害対策計画—

目次

第 1 編 総則

第 1 章	計画の目的・方針	321
第 1 節	計画の目的	
第 2 節	計画の性格	
第 3 節	計画の構成	
第 2 章	本市の特質と災害要因	324
第 1 節	本市の地形・地質	
第 2 節	愛知県における既往の地震	
第 3 節	社会的条件	
第 3 章	被害想定	327
第 1 節	基本的な考え方	
第 2 節	地震・津波被害の予測	
第 4 章	基本理念及び重点を置くべき事項	330
第 1 節	防災の基本理念	
第 2 節	重点を置くべき事項	
第 5 章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	333
第 1 節	実施責任	
第 2 節	処理すべき事務又は業務の大綱	

第 2 編 災害予防

第 1 章	防災協働社会の形成推進	348
第 1 節	防災協働社会の形成推進	
第 2 節	自主防災組織・ボランティアとの連携	
第 3 節	企業防災の促進	
第 2 章	建築物等の安全化	355
第 1 節	建築物の耐震推進	
第 2 節	交通関係施設等の整備	
第 3 節	ライフライン関係施設等の整備	
第 4 節	文化財の保護	
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第 3 章	都市の防災性の向上	376
第 1 節	都市計画のマスタープラン等の策定	
第 2 節	防災上重要な都市施設の整備	
第 3 節	建築物の不燃化の促進	
第 4 節	建築物の耐震化	
第 5 節	市街地の面的な整備・改善	
第 4 章	液状化対策・土砂災害等の予防	380
第 1 節	土地利用の適正誘導	
第 2 節	液状化対策の推進	
第 3 節	宅地造成の規制誘導	
第 4 節	土砂災害の防止	
第 5 節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第 5 章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	385

第 6 章	避難行動の促進対策	394
第 1 節	津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第 2 節	緊急避難場所及び避難路の指定等	
第 3 節	避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成	
第 4 節	避難誘導等に係る計画の策定	
第 5 節	避難に関する意識啓発	
第 7 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	401
第 1 節	避難所の指定・整備等	
第 2 節	要配慮者支援対策	
第 3 節	帰宅困難者対策	
第 8 章	火災予防・危険性物質の防災対策	410
第 1 節	火災予防対策に関する指導	
第 2 節	消防力の整備強化	
第 3 節	危険物施設防災計画	
第 4 節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	
第 5 節	毒物劇物取扱施設防災計画	
第 9 章	産業廃棄物の処理対策	414
第 10 章	津波等予防対策	415
第 1 節	津波対策に係る地域の指定等	
第 2 節	津波防災体制の充実	
第 3 節	津波防災知識の普及	
第 4 節	津波等防災事業の推進	
第 11 章	広域応援・受援体制の整備	421
第 1 節	広域応援・受援体制の整備	
第 2 節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	
第 3 節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第 4 節	防災活動拠点の確保等	
第 12 章	防災訓練及び防災意識の向上	425
第 1 節	防災訓練の実施	
第 2 節	防災のための意識啓発・広報	
第 3 節	防災のための教育	
第 4 節	防災意識調査及び地震相談の実施	
第 13 章	震災に関する調査研究の推進	432
第 14 章	地区防災計画	434

第 3 編 災害応急対策

第 1 章	活動態勢（組織の動員配備）	435
第 1 節	豊橋市災害対策本部	
第 2 節	県及び防災関係機関の活動体制の整備	
第 3 節	職員の派遣要請	
第 4 節	災害救助法の適用	
第 2 章	避難行動	440
第 1 節	津波警報等の伝達	
第 2 節	避難情報	
第 3 節	住民等の避難誘導等	

第 3 章	災害情報の収集・伝達・広報	456
第 1 節	被害状況等の収集・伝達	
第 2 節	通信手段の確保	
第 3 節	広報	
第 4 章	応援協力・派遣要請	466
第 1 節	応援協力	
第 2 節	応援部隊による広域応援等	
第 3 節	自衛隊の災害派遣	
第 4 節	ボランティアの受入	
第 5 節	防災活動拠点の確保	
第 6 節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	
第 5 章	救出・救助対策	486
第 1 節	救出・救助活動	
第 2 節	災害救助	
第 3 節	海上における避難救出活動	
第 4 節	航空機等の活用	
第 6 章	消防活動・危険性物質対策	495
第 1 節	消防活動	
第 2 節	危険物施設対策計画	
第 3 節	高圧ガス大量貯蔵所対策計画	
第 4 節	毒物劇物取扱施設対策計画	
第 7 章	医療救護・防疫・保健衛生対策	501
第 1 節	医療救護	
第 2 節	防疫・保健衛生	
第 8 章	交通の確保・緊急輸送対策	514
第 1 節	道路交通規制等	
第 2 節	道路施設対策	
第 3 節	港湾・漁港施設対策	
第 4 節	鉄道施設対策	
第 5 節	緊急輸送手段の確保	
第 9 章	浸水・津波対策	531
第 1 節	浸水対策	
第 2 節	津波対策	
第 10 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	535
第 1 節	避難所の開設・運営	
第 2 節	要配慮者支援対策	
第 3 節	帰宅困難者対策	
第 11 章	水・食品・生活必需品等の供給	541
第 1 節	給水	
第 2 節	食品の供給	
第 3 節	生活必需品の供給	
第 12 章	環境汚染防止及び地域安全対策	549
第 1 節	環境汚染防止対策	
第 2 節	地域安全対策	
第 13 章	遺体の取扱い	551
第 1 節	遺体の捜索	
第 2 節	遺体の処理	
第 3 節	遺体の埋火葬	
第 4 節	整備保存すべき帳簿	

第 14 章	ライフライン施設等の応急対策	555
第 1 節	電力施設対策	
第 2 節	ガス施設対策	
第 3 節	上水道施設対策	
第 4 節	工業用水道施設対策	
第 5 節	下水道施設対策	
第 6 節	通信施設の応急措置	
第 7 節	郵便業務の応急措置	
第 8 節	ライフライン施設の応急復旧	
第 15 章	住宅対策	566
第 1 節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
第 2 節	被災住宅等の調査	
第 3 節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第 4 節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第 5 節	住宅の応急修理	
第 6 節	障害物の除去	
第 16 章	学校における対策	573
第 1 節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第 2 節	教育施設及び教職員の確保	
第 3 節	応急な教育活動についての広報	
第 4 節	学校給食対策	
第 5 節	教科書・学用品等の給与	

第 4 編 災害復旧・復興

第 1 章	復興体制	578
第 1 節	復興本部の設置等	
第 2 節	復興計画等の策定	
第 3 節	職員の派遣要請	
第 2 章	公共施設等災害復旧対策	580
第 1 節	公共施設災害復旧事業	
第 2 節	激甚災害の指定	
第 3 節	暴力団等への対策	
第 3 章	廃棄物処理対策	584
第 1 節	災害廃棄物処理対策	
第 2 節	がれき・災害廃棄物対策	
第 4 章	震災復興都市計画の決定手続き	587
第 1 節	第一次建築制限	
第 2 節	第二次建築制限	
第 3 節	復興都市計画事業の都市計画決定	
第 5 章	被災者等の生活再建等の支援	589
第 1 節	罹災証明書の交付	
第 2 節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
第 3 節	被災者への支援金等の支給、税の減免等	
第 4 節	金融対策	
第 5 節	住宅等対策	
第 6 節	労働者対策	

第 6 章	商工業・農林水産業の再建支援	598
第 1 節	商工業の再建支援	
第 2 節	農林水産業の再建支援	

第 5 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第 1 章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	600
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	
第 3 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	

別紙 東海地震に関する事前対策

第 1 章	対策の意義及び東海地震に関連する情報	608
第 1 節	東海地震に関する事前対策の意義	
第 2 節	東海地震に関連する情報	
第 2 章	地震災害警戒本部の設置等	612
第 1 節	地震災害警戒本部の設置	
第 2 節	警戒宣言発令時等の情報伝達	
第 3 節	警戒宣言発令時等の広報	
第 4 節	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
第 3 章	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	622
第 1 節	主要食糧、医薬品、住宅等の確保	
第 2 節	災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	
第 4 章	発災に備えた直前対策	627
第 1 節	避難対策	
第 2 節	消防、浸水等対策	
第 3 節	社会秩序の維持対策	
第 4 節	道路交通対策	
第 5 節	鉄道	
第 6 節	バス	
第 7 節	海上交通	
第 8 節	飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
第 9 節	生活必需品の確保	
第 10 節	金融対策	
第 11 節	郵政事業対策	
第 12 節	病院、診療所	
第 13 節	百貨店等	
第 14 節	緊急輸送	
第 15 節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	
第 5 章	市が管理又は運営する施設に関する対策	647
第 1 節	道路	
第 2 節	河川及び海岸	
第 3 節	港湾・漁港	
第 4 節	ため池	
第 5 節	不特定かつ多数の者が出入りする施設	
第 6 節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	
第 7 節	工事中の建築物等に対する措置	

第 6 章	他機関に対する応援要請	650
第 1 節	防災関係機関に対する応援要請等	
第 2 節	自衛隊の地震防災派遣	
第 7 章	市民のとりべき措置	652
第 1 節	家庭においてとりべき措置	
第 2 節	職場においてとりべき措置	